

新旧対照表

改 正			現 行		
別紙 1			別紙 1		
強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）カリキュラム			強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）カリキュラム		
科目名	時間数	内容	科目名	時間数	内容
I 講義	6. 5		I 講義	6. 5	
1 強度行動障害がある者の基本的理解	1. 5	① 強度行動障害の理解 支援の基本的考え方 強度行動障害の状態 行動障害が起きる理由 障害特性の理由	1 強度行動障害がある者の基本的理解	1. 5	① 強度行動障害とは 本研修の対象となる行動障害 強度行動障害の定義 強度行動障害支援の歴史的な流れ 知的障害／自閉症／精神障害とは 行動障害と家族の生活の理解 危機管理・緊急時の対応 ② 強度行動障害と医療 強度行動障害と精神科の診断 強度行動障害と医療的アプローチ 福祉と医療の連携
2 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識	5	② 研修の意義 行動障害と虐待防止 家族の気持ち/実践報告 ③ 支援のアイデア 障害特性に基づいた支援 ④ チームプレイの基本 チームプレイの必要性 ⑤ 実践報告 児童期及び成人期における支援の実際	2 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識	5	③ 強度行動障害と制度 自立支援給付と行動障害／他 （例）支援区分と行動関連項目・重度訪問介護の対象拡大・発達障害者支援体制整備・強度行動障害支援者養成研修 ④ 構造化 構造化の考え方 構造化の基本と手法 構造化に基づく支援のアイデア ⑤ 支援の基本的な枠組みと記録 支援の基本的な枠組み 支援の基本的なプロセス アセスメント票と支援の手順書の理解 記録方法とチームプレイで仕事をする大切さ ⑥ 虐待防止と身体拘束 虐待防止法と身体拘束について 強度行動障害と虐待 ⑦ 実践報告 児童期における支援の実際 成人期における支援の実際
II 演習	5. 5		II 演習	5. 5	内容
1 基本的な情報収集と記録等の共有	1	① 基本的な情報収集 行動を見る視点	1 基本的な情報収集と記録等の共有	1	① 情報収集とチームプレイの基本 情報の入手とその方法 記録とそのまとめ方と情報共有 アセスメントとは
2 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解	3	② チームプレイの基本 支援手順書に基づく支援の体験 ③ 強度行動障害の理解 困っていることの体験	2 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解	3	② 固有のコミュニケーション 様々なコミュニケーション方法 コミュニケーションの理解と表出 グループ討議／まとめ
3 行動障害の背景にある特性の理解	1. 5	④ 特性の分析 特性の把握と適切な対応	3 行動障害の背景にある特性の理解	1. 5	③ 行動障害の背景にあるもの 感覚・知覚の特異性と障害特性 行動障害を理解する氷山モデル グループ討議／まとめ
合計	1 2		合計	1 2	

別紙 2

強度行動障害支援者養成研修（実践研修）カリキュラム

科目名	時間数	内容	
I 講義	3.5		
1 強度行動障害のある者へのチーム支援	3	① <u>支援を組み立てるための基本</u>	<u>強度行動障害の支援に必要な知識</u>
		② <u>組織的なアプローチ</u>	<u>組織的なアプローチの重要性</u>
2 強度行動障害と生活の組み立て	0.5	③ <u>実践報告</u>	<u>チームによる支援の実際</u>
II 演習	8.5		
1 障害特性の理解とアセスメント	3	① <u>アセスメントの方法</u>	具体的なアセスメントの方法 障害特性に基づくアセスメント
2 環境調整による強度行動障害の支援	3	② <u>手順書の作成</u>	アセスメントに基づく支援手順書の作成
3 記録に基づく支援の評価	1.5	③ <u>記録の分析と支援手順書の修正</u>	記録の方法 記録の分析と支援手順書の修正
4 危機対応と虐待防止	1	① <u>関係機関との連携</u>	関係機関（医療機関等）との連携の方法
合計	12		

附 則  
（施行期日）  
この要綱は、平成30年3月6日から施行する。

- 附 則  
（施行期日）
- この要綱は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。（経過措置）
  - この要綱による改正前の広島県強度行動障害支援者養成研修等事業者指定要綱（以下「旧要綱」という。）別紙1又は別紙2に定める内容は、この要綱による改正後の広島県強度行動障害支援者養成研修等事業者指定要綱（以下「新要綱」という。）別紙1又は別紙2に定める内容にかかわらず、令和3年3月31日までの間は、その効力を有する。
  - この要綱の施行の際に、現に旧要綱第4条第1項に基づき指定を受けている事業者は、なお施行日から令和3年3月31日までの間は、新要綱別紙1又は別紙2に定める内容に代えて、旧要綱別紙1又は別紙2に定める内容により、当該事業を行うことができる。
  - 施行日から令和3年3月31日までの間に、第2項の規定によりなおその効力を有することとされた旧要綱別紙1又は別紙2に定める内容以上の内容を有する研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った

別紙 2

強度行動障害支援者養成研修（実践研修）カリキュラム

科目名	時間数	内容	
I 講義	3.5		
1 強度行動障害のある者へのチーム支援	3	① 強度行動障害支援の原則	チームによる支援の重要性 支援の6つの原則 地域で強度行動障害の人を支える
2 強度行動障害と生活の組み立て	0.5	② 行動障害のある人の生活と支援の実際	行動障害のある人の家族の思い 日中活動場面における支援 夕方から朝にかけての支援 外出場面における支援
II 演習	8.5		
1 障害特性の理解とアセスメント	3	① 障害特性とアセスメント	障害特性の理解 障害特性に基づくアセスメント 行動の意味を理解する
2 環境調整による強度行動障害の支援	3	② 構造化の考え方と方法	強みや好みを活かす視点 構造化の考え方 構造化の方法
3 記録に基づく支援の評価	1.5	③ 記録の収集と分析	行動の記録の方法 記録の整理と分析 再アセスメントと手順書の修正
4 危機対応と虐待防止	1	① 危機対応と虐待防止	危機対応の方法 虐待防止と身体拘束
合計	12		

附 則  
（施行期日）  
この要綱は、平成30年3月6日から施行する。

- 附 則  
（施行期日）
- この要綱は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。（経過措置）
  - この要綱による改正前の広島県強度行動障害支援者養成研修等事業者指定要綱（以下「旧要綱」という。）別紙1又は別紙2に定める内容は、この要綱による改正後の広島県強度行動障害支援者養成研修等事業者指定要綱（以下「新要綱」という。）別紙1又は別紙2に定める内容にかかわらず、令和3年3月31日までの間は、その効力を有する。
  - この要綱の施行の際に、現に旧要綱第4条第1項に基づき指定を受けている事業者は、なお施行日から令和3年3月31日までの間は、新要綱別紙1又は別紙2に定める内容に代えて、旧要綱別紙1又は別紙2に定める内容により、当該事業を行うことができる。
  - 施行日から令和3年3月31日までの間に、第2項の規定によりなおその効力を有することとされた旧要綱別紙1又は別紙2に定める内容以上の内容を有する研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から旧要綱第8条第1項による修了証書の交付を受けた者は、新要綱別紙1又は別紙2に定

者から旧要綱第8条第1項による修了証書の交付を受けた者は、新要綱別紙1又は別紙2に定める内容の研修課程を修了し、修了証書の交付を受けた者とみなす。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年5月29日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

める内容の研修課程を修了し、修了証書の交付を受けた者とみなす。